

「しんきん法人インターネットバンキング利用規定」新旧対照表

新	旧
<p>第1条 しんきん法人インターネットバンキングの申込</p> <p>4. 契約の成立</p> <p>本サービスの利用に関するお客様と当金庫との間の契約（以下「本契約」といいます）は、当金庫所定の方法によるお客様の申込みに基づき、当金庫が申込みを適当と判断し、承諾した場合に成立するものとします。</p> <p>5. 使用できる端末</p> <p>6. 本サービスの取扱時間</p> <p>7. 代表口座</p> <p>8. 手数料等</p> <p>第2条 本人確認</p> <p>1. 本人確認の手段</p> <p>（1）お客様が本サービスを利用するに際して、当金庫は、端末から通知されるお客様の次の各号に定める番号等（以下「番号等」といいます）と当金庫に登録されている番号等との一致を確認することにより、お客様の本人確認を行うものとします。本サービスの本人確認に使用する番号等の組合せは、本サービスの対象となる取引の内容に応じて当金庫所定のものとなります。</p> <p>① 管理者向け番号等</p> <p>・電子証明書</p>	<p>第1条 しんきん法人インターネットバンキングの申込 （追加）</p> <p>4. 使用できる端末</p> <p>5. 本サービスの取扱時間</p> <p>6. 代表口座</p> <p>7. 手数料等</p> <p>第2条 本人確認</p> <p>1. 本人確認の手段 （追加）</p>

- ・ 契約者 I D (利用者番号)
- ・ 確認用 (ワンタイム) パスワード
- ・ ご契約先登録用暗証番号
- ・ ご契約先暗証番号
- ・ ご契約先確認暗証番号

② 利用者向け番号等

- ・ 電子証明書
- ・ 契約者 I D (利用者番号)
- ・ 利用者 I D
- ・ 利用者暗証番号
- ・ 利用者確認暗証番号 (または、利用者ワンタイムパスワード)

(2) 当金庫は、次のいずれかの方法により、ご契約先の確認を行うものとします。

- ① 電子証明書および各種暗証番号によりご契約先の確認を行う方式 (以下「電子証明書方式」といいます)
- ② 契約者 I D (利用者番号) および各種暗証番号によりご契約先の確認を行う方式 (以下「I D・パスワード方式」といいます)

(3) 電子証明書方式または I D・パスワード方式の選択は、ご契約先自身が決定のうえ、申込書により当金庫に届け出てください。

第 3 条 取引の依頼

1. サービス利用口座の届出

(6) 前各号に基づく届出または変更に係るサービス利用口座につ

(1) 当金庫は、次のいずれかの方法により、ご契約先の確認を行うものとします。

- ① 電子証明書および各種暗証番号によりご契約先の確認を行う方式 (以下「電子証明書方式」といいます)
- ② 契約者 I D (利用者番号) および各種暗証番号によりご契約先の確認を行う方式 (以下「I D・パスワード方式」といいます)

(2) 電子証明書方式または I D・パスワード方式の選択は、ご契約先自身が決定のうえ、申込書により当金庫に届け出てください。

第 3 条 取引の依頼

1. サービス利用口座の届出

(追加)

いて、当金庫所定の方法によりお客様本人の口座に相違ないものと認めて取り扱いましたうへは、それらにつき偽造、変造その他事故があっても、そのために生じた損害について、当金庫は責任を負いません。

## 第6条 データ伝送サービス

### 1. サービスの定義

- (1) データ伝送サービス（以下「データ伝送」といいます）とは、当金庫に対し所定の申込手続を完了したご契約先と当金庫とが、当金庫との取引に関するデータ（以下「伝送データ」といいます）を通信回線を通じて授受するサービスをいいます。
- (2) データ伝送が可能な伝送データの種類の、申込書により契約したデータ伝送区分の範囲とします。

### 2. 取りまとめ店

総合振込、給与振込、賞与振込、預金口座振替に係る取りまとめ店は、申込書によりご契約先が指定した資金引落口座を有する当金庫本支店とします。

### 3. 取扱方法

- (1) 総合振込、給与振込、賞与振込をご利用の場合、事前に振込指定口座の確認を行ってください。確認に際し、必要がある場合は、当金庫が協力します。
- (2) データ伝送の、取扱時限、伝送データの仕様等については、当金庫が定める方法によります。
- (3) 総合振込、給与振込、賞与振込をご利用の場合、振込金額および当金庫所定の振込手数料および消費税（以下「振込資金

(追加)

等」といいます)は、当金庫所定の日時までに申込書によりご指定の口座に預入してください。振込資金等は、普通預金規定、当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカードまたは当座小切手の提出は不要とし、当金庫所定の方法により取り扱います。

(4) 伝送データに誤りや瑕疵がある場合には、直ちに当金庫に再送を行ってください。

(5) 当金庫は伝送データを正式データとして受領した以降は、原則として変更または取消しを行いません。

#### 4. ご利用限度額

(1) 当金庫は、総合振込、給与振込、賞与振込、預金口座振替について伝送1回あたりの上限金額を設けます。なお、この上限金額はご契約先に通知することなく、変更することがあります。

(2) ご契約先は前号のそれぞれのデータ伝送種類毎について、前号に基づき定められた伝送1回あたりの上限金額を限度に、上限金額を設定することができるものとします。

(3) 上限金額を超えた取引依頼については、当金庫は受付義務を負いません。

第7条 税金・各種料金払込みサービス

第8条 届出事項の変更等

第9条 取引の記録

第6条 税金・各種料金払込みサービス

第7条 届出事項の変更等

第8条 取引の記録

第10条 海外からのご利用

第11条 免責事項等

第12条 パスワードの盗取等による不正な資金移動等

4. 補償の制限

(1) 不正な資金移動等が行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合。

- ② 当該資金移動等が、ご契約先の役員、従業員または使用人等（パート、アルバイト、派遣社員等を含みます）によって行われた場合、もしくはそれらの者が加担した盗用によって行われた場合。
- ③ ご契約先が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合。
- ④ ご契約先に重大な過失があった場合。
- ⑤ 当金庫が指定したセキュリティ対策を実施していない場合。

5. 既に払戻し等を受けている場合の取扱い

当金庫が不正な資金移動等の原資となった預金についてお客様に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項に基づく補償の請求には応じることができません。また、お客様が当該資金移動等を行った者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

6. 当金庫が補償を行った場合の取扱い

当金庫が第2項の規定に基づき補償を行った場合には、当該補

第9条 海外からのご利用

第10条 免責事項等

第11条 パスワードの盗取等による不正な資金移動等

4. 補償の制限

(1) 不正な資金移動等が行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合。

(追加)

- ② ご契約先が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合。

(追加)

(追加)

(追加)

(追加)

償を行った金額の限度において、お客様の預金払戻請求権は消滅し、また、当金庫は、当該補償を行った金額の限度において、不正な資金移動等を行った者その他の第三者に対してお客様が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとしません。

#### 第13条 利用停止等

不正に使用されるおそれがあると当金庫が判断した場合等、当金庫がご契約先に対する本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当金庫はいつでも、ご契約先に事前に通知することなく本サービスの全部または一部の利用停止等の措置を講じることができます。これにより生じた損害については当金庫は責任を負いません。

#### 第14条 解約等

##### 4. サービスの強制解約

ご契約先が、次のいずれかに該当したときは、当金庫はいつでも、ご契約先に事前に通知することなく本契約を解約することができます。

(10) 本サービスがマネー・ローンダリングやテロ資金供与等に使用されているおそれがあると当金庫が判断したとき。

(11) 本サービスを継続する上で支障があると当金庫が判断したとき。

#### 第15条 通知等の連絡先

(追加)

#### 第12条 解約等

##### 4. サービスの強制解約

ご契約先が、次のいずれかに該当したときは、当金庫はいつでも、ご契約先に事前に通知することなく本契約を解約することができます。

(追加)

(追加)

#### 第13条 通知等の連絡先

第16条 規定等の適用

第17条 規定の変更等

第18条 契約期間

第19条 機密保持

第20条 準拠法・管轄

第21条 譲渡・質入・貸与の禁止

第22条 サービスの終了

第14条 規定等の準用

第15条 規定の変更等

第16条 契約期間

第17条 機密保持

第18条 準拠法・管轄

第19条 譲渡・質入・貸与の禁止

第20条 サービスの終了